ACSES ニュースレター_２２３０号（2021 年 12 月 20 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（28 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇山口・岩国の日本製紙工場でガス漏れか、１人重体〈Web 報道〉
◇鉄鋼工場で男性が１・５トンの鉄板の下敷きで死亡　千葉・旭市〈Web 報道〉
◇労働災害発生状況〈厚生労働省〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:介護ベッド用手すりについての注意喚起、リコール製品で火災等(電動アシスト自転車、エアコン、電気こんろ)...〈消費者庁〉
・男性医師が医療事故８件、兵庫　赤穂市民病院、1 件は過誤認める〈Web 報道〉
・サイバー事故の６割、社外非公表　中小企業アンケート〈Web 報道〉
◇事故、事件の続報
・生コンクリート工場で２人死亡　８月にも死亡事故　奈良・生駒市〈Web 報道〉
〇大阪北新地ビル火災事件
・大阪ビル火災で 24 人死亡、全員クリニック内か　ほか３人も心肺停止／大阪ビル放火 院内から油成分を検出、ガソリンの可能性 府警〈新聞報道〉／死者に目立った外傷なし、CO 中毒死か／構造上、逃げ道なかったか　わずか 30 分で死者多数〈Web 報道〉／無色無臭、一酸化炭素の怖さ　0・5%でも 1～2 分で死亡／消防設備の点検結果報告せず　大阪で火災のビル、設置には不備なし／ビル火災に遭遇、命を守る方法は？　３階以上ならば「くの字」呼吸も／職場でいきなり大火事、どう避難？　京アニの教訓動画に〈新聞報道〉／消防庁、雑居ビル３万棟調査要請　大阪ビル放火殺人〈Web 報道〉
〇日大前理事長　脱税、逮捕、解任事件
・文科省が日大に指導　「具体的な改善策を」　不十分なら行政処分も／田中前理事長への賠償請求要請　文科省、日大を指導〈Web 報道〉／私大ガバナンス改革、対立激しく越年へ　異例の新会議で「延長戦」／抜本改革、遠い日大　いらだつ文科省がチラつかせる重大処分〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする商品の製造販売業者２社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉／「ウイルス除去 99%」根拠なし　空間除菌広告２社に再発防止命令〈Web 報道〉
・本年 10 月 29 日にご案内した有限会社すみとも商店、ロワ・ジャパン有限会社のコードレス掃除機用非純正のバッテリーパックについて掃除機運転による放電を御願いします〈経済産業省〉
・デジタルプラットフォーム事業者が運営するショッピングモールサイトにおいてカシミヤが含まれるとうたう偽表示商品の販売業者に関する注意喚... 〈消費者庁〉／「カシミヤ」偽物に注意　ストール、アマゾンで販売〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・米は核先制不使用の宣言を　科学者７百人が大統領に書簡〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表

水仙（スイセン）

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 健康安全
◇風疹、無料接種を延長　24 年度まで、40～50 代男性<Web 報道>
◇従業員の健康増進は企業にも利益　「健康経営」中小企業に拡大<放送報道>
◇EU、認知症新薬承認せず　エーザイなど共同開発<Web 報道>
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 405 号）<官報>
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働省告示第 406 号）<官報>
[5] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 408 号）<官報>
◇食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法<厚生労働省>
◇年末年始の牛乳消費拡大に向けて「NEW（乳）プラスワンプロジェクト」開始！<農林水産省>
[6] 廃棄物関係
◇マイボトルなら無償でジュースも　ペットボトル減へ、近大で実験<新聞報道>
[7] 温暖化対策関係
◇石炭火力、2021 年は過去最高　IEA 見通し、経済活動再開で<Web 報道>
◇脱炭素新交付金 200 億円計上へ　再生エネ導入へ、22 年度創設< Web 報道>
◇行列ができる脱炭素？　「30 年までにゼロ」掲げた国立大学<新聞報道>
◇温室ガス排出、15 億トン減へ　アリババ、35 年までの目標< Web 報道>
[8] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　11 件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
[10] 海外の化学物質管理情報
〇国際：２件　〇欧州：14 件　〇米国：６件　〇ベトナム：１件　〇オーストラリア：２件
[11] その他　１件
[付録]
◇新型コロナウイルスに対する「次亜塩素酸水」の使用について
◇消費者庁、国民生活センターからのお知らせ：３件<消費者庁、国民生活センター>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇山口・岩国の日本製紙工場でガス漏れか、１人重体
＜産経ニュース　2021 年 12 月 19 日＞
https://www.sankei.com/article/20211218-DLEWUX7H5RKGBHD7OBCPT3QMPU/

１８日午後１時１５分ごろ、山口県岩国市の日本製紙岩国工場で「社員が有毒なガスを吸った」と１１９番があった。消防によると、２人が病院に搬送され、２０代の男性が意識不明の重体。別の５０代男性は軽症だという。現場では硫化水素が検出されたが、工場外への漏れはないという。

消防によると、現場付近には何らかの液体が入った大きさ約７立方メートルのタンクがあり、消防はこのタン

クから硫化水素が漏れた可能性があるとみて原因を調べている。
日本製紙岩国工場の担当者は「原因は調査中」としている。

◇鉄鋼工場で男性が１・５トンの鉄板の下敷きで死亡　千葉・旭市
＜産経ニュース　2021 年 12 月 17 日＞
https://www.sankei.com/article/20211217-RUUCOXOPKVO3FOGSLZAJF44IDA/

１７日午後２時２５分ごろ、千葉県旭市清和甲のティー・エス・ティー旭工場で、工場内の清掃を行っていた６０代の男性パート社員が、鉄板の下敷きになり、搬送先の病院で死亡が確認された。

旭署によると、同工場は鉄材の加工などを行う。男性が下敷きとなった鉄板は長さ約７・２メートル、幅約１・２メートルで重さ約１・５トンだった。当時、鉄板は作業台に置かれた状態で、２人の従業員が作業に従事していたという。

◇労働災害発生状況
＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=zzXUhXb6AahLE-1dY
業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和３年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	179	17	2	32	34	57	120	2	0	20	20	14	12	3	1	2	114	5	0	57	5	696
製造業	24	1	1	8	1	9	46	0	0	1	4	5	2	2	0	0	7	0	0	5	0	116
鉱業	4	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	11
建設業	90	4	1	10	25	18	27	2	0	9	11	7	7	0	0	0	20	1	0	8	3	243
交通運輸事業	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	9	0	15
陸上貨物運送事業	11	2	0	5	3	5	8	0	0	0	1	0	0	0	1	0	35	0	0	5	0	76
港湾運送業	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
林業	4	2	0	4	1	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
農業、畜産・水産業	8	1	0	0	0	2	4	0	0	5	2	0	1	0	0	0	1	4	0	1	0	29
第三次産業	37	5	0	5	3	7	27	0	0	4	2	2	2	1	0	2	47	0	0	29	2	175
商業	10	1	0	3	2	2	10	0	0	1	1	1	1	1	0	1	19	0	0	4	0	57
うち小売業	4	1	0	0	0	0	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0	13	0	0	3	0	27

金融・広告	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
保健衛生業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	18	0	24
うち社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	16	0	20
接客・娯楽	7	2	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	14
うち飲食店	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
清掃・と畜	10	1	0	0	0	0	10	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3	1	29
警備業	1	0	0	0	0	2	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	12	0	0	1	1	23
その他	8	1	0	1	0	2	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	5	0	0	2	0	24

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:介護ベッド用手すりについての注意喚起、リコール製品で火災等(電動アシスト自転車、エアコン、電気こんろ)...

＜消費者庁　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027030/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_211217_01.pdf

特記事項:

・介護ベッド用手すりについての注意喚起

・パナソニック サイクルテック株式会社が製造した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)のリコール(無償製品交換)

・ダイキン工業株式会社が製造したエアコンのリコール(無償点検・修理)

・日立熱器具株式会社(現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)が製造した電気こんろのリコール(無償改修)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件

（うち屋外式（ＲＦ式）ガス給湯器（都市ガス用）１件、強制給排気式（ＦＦ式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：10 件

（うち電動アシスト自転車２件、ＬＥＤランプ（環形）３件、ＬＥＤランプ（直管形）２件、エアコン１件、電子レンジ１件、電気こんろ１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：11 件

（うち電動アシスト自転車１件、液晶ディスプレイモニター１件、折りたたみテーブル１件、電気冷蔵庫１件、電気炊飯器１件、焙煎機（コーヒー豆用）１件、電動車いす（ハンドル形）１件、脚立（三脚、アルミニウム合金製）１件、食器洗い乾燥機（ビルトイン式）１件、介護ベッド用手すり１件、照明器具（投光器、充電式）１件）

・男性医師が医療事故８件、兵庫　赤穂市民病院、１件は過誤認める

＜共同通信　2021 年 12 月 17 日＞　https://nordot.app/844400733981491200?c=39546741839462401

兵庫県赤穂市の赤穂市民病院脳神経外科の男性医師が 2019 年７月の着任から行った手術で８件の医療事故が起こっていたことが 17 日、病院への取材で分かった。

病院側は、このうち腰椎の手術中に神経の一部を切断され、両足まひなどの後遺症がある女性（76）については医療過誤を認めた。女性側は市と医師に計約１億 1500 万円の損害賠償を求める訴訟を神戸地裁姫路支部に起こし係争中という。

他の７件は外部有識者の検証で医療過誤ではないと判断された。医師は 20 年３月に手術の執刀などを禁止され、

21 年 8 月末に依頼退職した。
　病院側は「係争中なのでコメントは控える」としている。

・サイバー事故の 6 割、社外非公表　中小企業アンケート
＜共同通信　2021 年 12 月 17 日＞　https://nordot.app/844469722504036352?c=39546741839462401
　コンピューターウイルス感染や不正アクセスなどのサイバーセキュリティーに関するトラブルや事故が起きた中小企業のうち、約 6 割は社外に公表していないとするアンケート結果を情報処理推進機構（IPA）が発表。直接トラブルを経験した社員の約半数はそもそも会社や上司に報告しておらず、IPA は「公表されていない『隠れサイバートラブル』が多数発生している可能性がある」と指摘している。
　アンケートは IPA が 11 月、中小企業の社員千人を対象に実施。勤務先でサイバートラブルが起きたと回答したのは 105 人で、回答者本人が直接経験したと答えたのは 77 人だった。

◇*事故、事件の続報*
・生コンクリート工場で 2 人死亡　8 月にも死亡事故　奈良・生駒市
＜FNN プライムオンライン　2021 年 12 月 19 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/285464
2021 年 8 月にも、同じ工場で男性作業員が死亡する事故が起きていたことがわかった。 14 日午前 10 時ごろ、奈良・生駒市の生コンクリート工場で、直径およそ 5 メートル・高さおよそ 10 メートルのサイロに作業員 2 人が転落し、砂の中に生き埋めになり、死亡した。 死亡したのは、竹井潔さん（70）と太田孝志さん（78）とみられ、サイロの中にハシゴを取りつける作業をしていたという。 警察は、工場の事故防止対策が不十分だった、業務上過失致死の疑いで捜査している。 また警察によると、この工場では、2021 年 8 月にも、改修工事をしていた男性作業員（52）が足場から転落して死亡する事故が起きていたという。

○大阪北新地ビル火災事件
・大阪ビル火災で 24 人死亡、全員クリニック内か　ほか 3 人も心肺停止
＜朝日新聞　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDK3TGRPDKPTIL00N.html
・６１歳男放火と特定　ライターで着火か―大阪ビル火災・府警
＜時事ドットコム　2021 年 12 月 19 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021121900062&g=soc
・大阪ビル放火 院内から油成分を検出、ガソリンの可能性 府警
＜毎日新聞　2021 年 12 月 18 日＞　https://mainichi.jp/articles/20211217/k00/00m/040/369000c
・死者に目立った外傷なし、CO 中毒死か
＜共同通信　2021 年 12 月 17 日＞　https://nordot.app/844562700000542720?c=39546741839462401
　大阪府警によると、大阪市のビル火災で死亡した 24 人は目立った外傷はなかった。府警は一酸化炭素（CO）中毒死の可能性があるとみて、死因を詳しく調べる。

・構造上、逃げ道なかったか　わずか 30 分で死者多数
＜共同通信　2021 年 12 月 17 日＞　https://nordot.app/844533738262511616?c=39546741839462401
　多数の犠牲者が出た大阪市北区の雑居ビル火災について、東京理科大の菅原進一名誉教授（建築防災学）は 17 日、ビルの構造上逃げ場がなく、被害が大きくなった可能性を指摘した。ガソリンなどが使われていれば炎と煙は一瞬で広がるといい、わずか 30 分ほどで多数が死亡する事態につながったとみられるという。
　菅原氏は「映像などを見る限り、火災現場となったビルはフロアの奥行きが深いようだ。全国どこにでもある構造のビルだが、出火場所によっては炎と煙で逃げ道がふさがれ、上にも下にも行けなくなったのでは」と話した。

・無色無臭、一酸化炭素の怖さ　0・5%でも 1～2 分で死亡
＜朝日新聞　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDK6Q7BPDKPLBJ00P.html
　大阪・北新地の火災では、被害者の多くが一酸化炭素中毒で亡くなった可能性も指摘されている。どういう症

状なのか。

医学事典の「MSD マニュアル」によると、一酸化炭素は無色無臭で、吸い込むと血液による酸素の運搬が阻害される。濃度によるが、一酸化炭素を吸うと、軽度では頭痛、吐き気、めまい、中～重度では、判断力の低下や意識の消失、けいれんなどが起こる。重度だと多くの場合、死に至る。

東京消防庁の資料によると、空気中の一酸化炭素濃度が 0・01%程度でも、頭痛を覚えることがある。0・07～0・1%の環境に 3 時間ほどいると脈が速くなり、意識障害をきたす。0・5～1%では、1～2 分で死亡するとされる。

消防白書によると、ここ数年の火災では一酸化炭素中毒による死亡が 3 割ほどを占め、やけどと並んで最も多い死因のひとつになっている。

軽度の場合は新鮮な空気を吸うことで回復するが、中～重度だと自力で動くことは難しく、助けが必要になるという。重度の場合、高濃度の酸素を吸わせて治療する。

・消防設備の点検結果報告せず　大阪で火災のビル、設置には不備なし

＜朝日新聞　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDK5WKYPDKPTIL03Y.html

大阪市北区曽根崎新地 1 丁目の 8 階建て「堂島北ビル」で 17 日に発生した火災をめぐり、同ビル関係者から消防用設備などの点検結果が報告されていなかったことがわかった。市消防局が 2019 年に立ち入り検査した際、点検結果を報告するよう指導していたという。

市消防局によると、市消防局は 19 年 3 月 19 日、消防法に基づき、同ビルへの立ち入り検査をした。建物の所有者や占有者、管理者は年 1 回、消防用設備などの点検結果を市消防局に報告しなければならないのに、報告していなかったことが判明し、指導したという。

消防法は「あらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所」などに立ち入り検査ができると定める。市の規定により、同ビルは 4 年に 1 度立ち入り検査をする「複合用途の建物」に分類されている。

関係法令に基づく消火器、自動火災報知機、誘導灯など設備の設置に不備はなかった。

消防用設備は使用用途や面積、収容人員などを総合的に判断して設置義務が課される。同ビルにはスプリンクラーの設置義務はなく、実際、設置されていなかったという。

・ビル火災に遭遇、命を守る方法は？　3 階以上ならば「くの字」呼吸も

＜朝日新聞　2021 年 12 月 17 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASPDK5HKGPDKPLBJ008.html?iref=pc_rellink_02

大阪市北区で 17 日に発生し、多くの人が巻き込まれたビル火災。もしも自分がビルの中にいるときに火災が起きたら、どう避難すればいいのか。京都市消防局と神戸市消防局の担当者に聞いた。

火災に遭遇したときはまず、煙に巻かれないことが大事だ。煙による一酸化炭素中毒で命を落としかねない。煙は部屋の上の方にたまるため、姿勢を低くして、場合によっては床にはいつくばり、ハンカチを口にあてて浅めの呼吸をしながら逃げる。

ビルの 2 階以上のフロアにいる場合は、第一に階段での避難を考える。階段に防火扉がある場合、避難した後は階段に煙が入ってこないように、防火扉を閉める。

すでに煙が充満して、階段からは逃げられない場合には、避難はしごで逃げるほか、ベランダやひさしなどに移って助けを待ったり、隣接する建物に移動したりする方法もある。2 階であれば窓にぶらさがってから地面に下りられる場合があるが、3 階以上からのぶらさがり避難は危ないという。

煙が入ってきたら「くの字」

3 階以上で、避難はしごやベランダ、ひさしでの避難も難しい場合、窓があり煙がまだ来ていない、別の部屋へ逃げて一時避難スペースを確保し、助けを待つ方法もある。煙が入ってくるのを防ぐため、ドアと壁のすき間や鍵穴をテープなどで目張りをし、窓から助けを求める。

煙がその部屋にも入ってきたら、窓から上体を出して、「くの字」に腰を曲げて頭を地上側へ向ける。煙を避け、外の空気を吸うためだ。

煙が充満して逃げる方向がわからなくなることもある。ビルを利用する際には、念のため、どこから入ってきたかや誘導灯を確認しておくことも命を守ることにつながる。

京都市消防局は、2019 年の京都アニメーションの火災後、「火災から命を守る避難の指針」をとりまとめた。指針のパンフレットを消防局のホームページ内
（https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000267/267003/kasaikarainotiwomamoru.pdf 別ウインドウで開きます）で見ることができる。

・職場でいきなり大火事、どう避難？　京アニの教訓動画に
＜朝日新聞　2021 年 12 月 16 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNDJ32YVNDGPTIL02W.html?iref=pc_rellink_02
職場のフロアや階段が煙に覆われ、猛烈な熱さが襲ってくる――。こうした大規模火災の際、どう行動すべきかを解説した動画を京都市消防局がつくった。36 人が亡くなった京都アニメーションの放火殺人事件を教訓に、具体的な避難行動をイメージしてもらうのが狙いだ。
事件が起きた京アニ第１スタジオ（京都市伏見区）は消防法などの基準を満たしていた。だが、1 階のらせん階段付近でガソリンがまかれ、放火された結果、吹き抜け構造が煙突の役割を果たし、最上階の 3 階まで一気に激しく燃える「爆燃現象」が起きた。2 分後には、建物全体に煙や燃焼ガスが広がったとみられる。
2、3 階にいて命をつないだ社員たちは、事件直後に 2 階のベランダや窓から飛び降りたり、近くにいた人がかけたはしごを下りたりして避難した。1 階でトイレに逃げ込み、窓から救助された人もいた。
市消防局は、こうしたほぼすべての生存者から避難状況を聞き取り、今年 3 月に指針をまとめた。より多くの人にわかりやすく伝えようと動画をつくった。
総集編は約 14 分。階段に煙がない「危険レベル 1」の段階では、階段を利用して、まずは下の階に避難することを勧める。煙で階段を使えない「レベル 2」では、ベランダなど外気に触れる場所や、煙から一時的に逃れられるスペースへの避難を呼びかけている。
一方、京アニ事件のように、フロア全体が煙に覆われる「レベル 3」に陥った際には、光や壁を頼りに、煙を吸わないように姿勢を低くして移動するダック・ウォーク（アヒル歩き）避難をする必要があると指摘する。2 階のベランダの手すりにぶら下がった後、手を離して地上に下りる「ぶら下がり避難」を実演し、地上までの距離が縮まり、けがをするリスクが減ると説明している。
京アニは事件前、消防訓練を行…

・消防庁、雑居ビル３万棟調査要請　大阪ビル放火殺人
＜産経ニュース　2021 年 12 月 19 日＞
https://www.sankei.com/article/20211219-4CLZJECKURIS7GBHUFNRP2TTJI/
死者２４人を出した大阪市北区のビル火災を受け、金子恭之総務相は１９日、全国の消防に対し、雑居ビル約３万棟に立ち入り調査し、結果を報告するよう要請したと明らかにした。報告を踏まえ、有識者検討会で再発防止も含めた対応策を議論する。
調査の対象は、大阪市のビルと同様に階段が一つしかなく、診療所や飲食店など不特定多数が出入りする施設が３階以上に入居するビル。避難経路が確保されているかどうかなどを調べる。
金子氏は、視察先の熊本県で報道陣に「多くの方が避難経路を失い、逃げ遅れたと考えられる。結果を踏まえて対応を検討したい」と述べた。

○日大前理事長　脱税、逮捕、解任事件
・文科省が日大に指導　「具体的な改善策を」　不十分なら行政処分も
＜朝日新聞　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDK73JCPDKUTIL029.html
前理事長の田中英寿容疑者（75）らが逮捕された日本大学に対し、文部科学省は 17 日、一連の問題に関する調査の体制を見直し、具体的な再発防止策を示すよう指導する通知を出した。来年 1 月中旬までに改めて報告するよう求めており、内容が不十分であれば私立学校法にもとづく行政処分も検討するという。
日大は 10 日、一連の問題が明らかになって以降初めて記者会見を開いたが、末松信介文科相は 17 日の会見で

「依然として具体的な改善策を示さず、問題の全体像が明らかになっていない」と述べ、これまでの日大の対応に不満を示した。

通知では、独立した第三者委員会による調査体制に改め、日大として田中前理事長らに損害賠償を請求するよう求めている。10 日の会見で日大が「(田中前理事長らと) 永久に決別する」と宣言したことにも触れ、「実効性を確実に担保できるような措置を講じること」とした。

この日、文科省で通知を受け取った加藤直人・新理事長は「通知は大変重く、厳しいもの。私ども全体を変えていかなければ対応できない」と話した。

・田中前理事長への賠償請求要請　文科省、日大を指導

＜共同通信　2021 年 12 月 17 日＞　https://nordot.app/844481513207169024?c=39546741839462401

文部科学省は 17 日、日本大学の理事長を兼務する加藤直人学長に指導通知書を渡した。前理事長の田中英寿容疑者（75）らに対する背任事件に絡む損害賠償請求と、理事選任方法の見直しを求める内容で、日大の背任事件発覚後、文科省の文書による指導は 3 回目。同省を訪れた加藤学長は取材に「積極的に検討したい」と述べた。

文科省によると、来年 1 月 11 日までに再発防止に向けた管理運営体制の再構築について報告するよう指示。対応が不十分な場合は、2014 年の改正私立学校法で導入された運営改善などの措置命令を出すことも検討する。これまで措置命令が発出されたケースはないという。

・私大ガバナンス改革、対立激しく越年へ　異例の新会議で「延長戦」

＜朝日新聞　2021 年 12 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDK6SZLPDKUTIL028.html

相次ぐ私立大の不祥事を受け、学校法人のガバナンス（統治）強化策を検討してきた文部科学省は、今月議論を終えて同省に報告書を出した有識者会議とは別に、新たな会議を設けてさらに議論を続けることを決めた。有識者会議は理事会の権限の大幅縮小を提案したが、私立大側の反発が収まらず、文科省は年内の強化策の取りまとめを断念。年明け以降も議論し、合意形成をはかることにした。

文科省は 7 月、有識者でつくる「学校法人ガバナンス改革会議」を設置。同会議は今月 3 日、現行制度で理事長の諮問機関と位置づけられている評議員会を学外の人だけの組織とし、学校法人の最高議決機関としての機能を、理事会から評議員会に移すことなどを提案した。会議のメンバーは公認会計士や弁護士、会社法や企業統治に詳しい大学教授らが中心だった。

同会議の案に対し、私立大側は「株式会社の考え方を導入しようとするもので合理性を欠く」「教育や研究を知らない学外者が学校法人の経営判断をするのは困難」などと反発。11 月の自民党文部科学部会でも反対論が大勢を占めていた。

文科省は当初、理事会の意思決定機関としての機能を維持した上で、評議員会に監督機関としての役割を与える案を検討していた。だが、私立大側と有識者会議側の意見対立が激しいことから、新たに会議をつくる異例の対応に踏み切り、丁寧な議論を積み重ねることにしたという。

・抜本改革、遠い日大　いらだつ文科省がチラつかせる重大処分

＜朝日新聞　2021 年 12 月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDM75LVPDKUTIL05P.html

前理事長の田中英寿容疑者 (75) らが逮捕された日本大学で、「脱・田中体制」に向けた動きが出始めた。ただ、抜本改革にはほど遠く、文部科学省は行政処分をちらつかせながら改革を迫っている。

「前理事長派が巻き返しを図る可能性もある。油断できない」。ある日大職員はこう気をもむ。

田中前理事長は所得税法違反容疑で逮捕され、東京拘置所に勾留されている。脱税容疑を認めているとされ、勾留期限の 20 日以降に保釈される可能性もある。この職員は、保釈された前理事長が学内に及ぼす影響が不安だという。

日大は、一連の事件が表面化してから 3 カ月たった今月 10 日、ようやく記者会見を開き、加藤直人・新理事長が「田中前理事長と永久に決別する」と宣言。外部有識者を中心とする「再生会議」を来年 1 月にも発足させると説明した。

再生会議の主要テーマになりそうなのが、大学運営の中枢を担う理事の選任方法だ。今の理事会は「田中体制」のもとで就任したメンバーで構成されている。学内関係者ばかりで、女性は一人もいない。日大は 3 月末ごろに同会議から提言をもらい、新執行部をつくる方針という。

日大の規定では、理事は 27…

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする商品の製造販売業者２社に対する景品表示法に基づく措置命令について

＜消費者庁　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027004/

・「ウイルス除去 99%」根拠なし　空間除菌広告２社に再発防止命令

＜共同通信　2021 年 12 月 18 日＞　https://nordot.app/844517303772856320?c=39546741839462401

「二酸化塩素のパワーでウイルス除去率 99%」などとうたった空間除菌用品の広告には根拠がなく景品表示法違反（優良誤認）に当たるとして、消費者庁は 17 日、製造販売会社の「大木製薬」（東京都千代田区）と「CLO2 Lab」（兵庫県西宮市）に再発防止命令を出したと発表した。

消費者庁によると、大木製薬が販売したのは携帯型やつり下げ型など「ウイルオフ」シリーズの 4 商品。CLO2 社は置き型やスプレータイプなど「オキサイダー」シリーズの 5 商品。いずれも 2019 年 5 月以降、テレビ CM や自社サイトで「菌・ウイルスを 99.99%除去」「家中空間除菌」などと紹介していた。

・本年 10 月 29 日にご案内した有限会社すみとも商店、ロワ・ジャパン有限会社のコードレス掃除機用非純正のバッテリーパックについて掃除機運転による放電を御願いします

＜経済産業省　2021年12月17日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211217005/20211217005.html?from=mj

本年 10 月 29 日、有限会社すみとも商店、ロワ・ジャパン有限会社が輸入した、ダイソン株式会社のコードレス掃除機に取り付けできる非純正のバッテリーパックについて、充放電をしていない保管状態であっても発火のリスクがあることから、対象製品をお持ちの方には、使用の中止と、廃棄をせずに安全な方法で保管するようお願いをしております。

これまで（独）製品評価技術基盤機構（以下、NITE という。）において様々な検証を重ねた結果、下記１．に記載の掃除機運転による放電によって、バッテリーパックは安全な状態となり、発火に至らないことが確認されました。

つきましては、下記１．を御確認いただき、手順に従って放電を実施していただきますようお願いいたします。

放電終了後、

①　有限会社すみとも商店のバッテリーパックについては、当該事業者が既に倒産しているため、ご家庭等からのものは、お住まいの市区町村の廃棄方法等に従って廃棄してください。事業活動に伴うものは、産業廃棄物に該当しますので、産業廃棄物として廃棄してください。

②　ロワ・ジャパン有限会社のバッテリーパックについては、同社が回収対応しますので、同社による案内に従ってください。

・デジタルプラットフォーム事業者が運営するショッピングモールサイトにおいてカシミヤが含まれるとうたう偽表示商品の販売業者に関する注意喚...

＜消費者庁　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026944/

・「カシミヤ」偽物に注意　ストール、アマゾンで販売

＜共同通信　2021 年 12 月 17 日＞　https://nordot.app/844507684728864768?c=39546741839462401

アマゾンジャパンが運営するインターネット通販サイトで「カシミヤ 100%」などとうたったストールの広告は虚偽だとして、消費者庁は 17 日、消費者安全法に基づき 3 社の販売事業者名を公表した。クリスマスシーズンを迎える中、「大手サイトだからと広告をうのみにせず、信用できる販売業者か購入前に確認してほしい」と注意を呼び掛けている。

3 社は「teamma」、「ailan 国際貿易」、「Hoomoi　JAPAN」。うち 2 社は中国に所在する企業と思われるが、3 社とも実態を把握できなかった。

消費者庁が繊維を調べた結果、カシミヤは全く含まれていなかった。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除

＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4Rv6q1jUL4ZlPe1zY

本日、原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限が指示されていた、茨城県北茨城市（きたいばらきし）で産出されたタケノコについて、出荷制限の解除を指示しました。

[原子力施設全般]

・米は核先制不使用の宣言を　科学者 7 百人が大統領に書簡

＜共同通信　2021 年 12 月 18 日＞　https://nordot.app/844700962084012032?c=39546741839462401

ノーベル賞受賞者 21 人を含む米国などの著名科学者ら 700 人近くは 17 日までに、バイデン米大統領に対し「核兵器の先制不使用」を宣言し、核軍縮を進めるよう求める書簡を公表した。バイデン政権が来年初めにも策定する見通しの新たな核戦略指針「核体制の見直し（NPR）」が「核戦争のリスクを減らす機会になる」と呼び掛けた。

バイデン氏は、同盟国の核抑止力低下への懸念などを背景に NPR で核先制不使用政策を採用しない方針と伝えられている。書簡の署名者には今年のノーベル物理学賞を受賞したイタリア・ローマ大のジョルジョ・パリージ教授らが含まれる。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 12 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22909.html

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021年12月18日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22906.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年12月19日版）

＜厚生労働省　2021年12月19日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22908.html

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者の発生について

＜厚生労働省　2021 年 12 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22904.html

・新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」の患者等の発生について

＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xz3cjX7yCaBDG-xVY

◇マスコミ報道　見出し

・オミクロン株濃厚接触者 神奈川で 300 人超 待機宿泊施設足りず

＜NHK　2021 年 12 月 18 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211218/k10013393281000.html

・群馬工場で 52 人感染、米軍基地で 70 人超クラスターか

＜テレ朝 news　2021 年 12 月 18 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000238764.html

・世界の新規感染、欧米軸に 1 カ月で 2 割増　重症化は抑制

＜日経新聞　2021 年 12 月 18 日＞

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR17EJZ0X11C21A2000000/

・仏、集中治療患者 30%接種装う　コロナワクチン偽証明を所持

＜共同通信　2021 年 12 月 17 日＞　https://nordot.app/844499410427183104?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇省庁発表

・感染拡大防止と医療提供体制の整備（関連情報）について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=dY9uP8xAuxLxqXznY
・We updated latest informanton on COVID-19 vaccines
＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7xX0pVbaIYhrM-19Y

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・「要確認」は 433 万件に減少　ワクチン接種歴の誤データ
＜共同通信　2021 年 12 月 17 日＞　https://nordot.app/844392931812114432?c=39546741839462401

牧島かれんデジタル相は 17 日の記者会見で、新型コロナウイルスの「ワクチン接種記録システム（VRS）」に登録された個人の接種歴約 1 億件のうち、内容が誤っている恐れがある「要確認」のデータが、約 500 万件から約 433 万件に減ったと明らかにした。各自治体でデータの確認と修正が進んだためで「引き続き確認作業を進めていきたい」と述べた。

「要確認」は 3 日時点で約 500 万件あった。誤りが確実に含まれる「要修正」も約 16 万件から約 10 万件に減ったという。

牧島氏は、ワクチン接種の電子証明書アプリについて、20 日午前中にダウンロード可能になるとの見通しも示した。

・予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 192 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 17 日　特別号外　第 100 号　1 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211217/20211217t00100/20211217t001000001f.html

〇厚生労働省令第 192 号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 12 月 17 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の追加接種） 第八条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法 二　前条第一項第二号に掲げるワクチンを接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法 ２　（略）	附　則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の追加接種） 第八条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種は、一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする。 （新設） （新設） ２　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=zzXUhXb6AahLE-xdY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7xX0pVbaIYhrM-x9Y

・3 回目接種の前倒し、対応できる？　「早めに手を打った」自治体も
＜朝日新聞　2021 年 12 月 18 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASPDK72PGPDKUTIL02J.html?iref=sptop_BreakingNews_list
https://www.asahi.com/articles/ASPDK72PGPDKUTIL02J.html?iref=comtop_7_01

・対象広げたいけど…足りないワクチン　3 回目接種前倒し、政府の誤算
＜朝日新聞　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDK6KS7PDKULBJ00Q.html

・中外製薬、コロナ飲み薬の開発断念…厚労省は補助の一部返金求める
＜読売新聞　2021 年 12 月 16 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20211216-OYT1T50280/

・コロナワクチン接種証明アプリ　きょうから運用開始
＜NHK　2021 年 12 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211220/k10013395071000.html

---

◇大学等関係

・コロナで困窮の学生に支援金　高知大、133 人に各 5 万円
＜朝日新聞　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDJ7FT8PDJPTLC00L.html

高知大は 16 日、新型コロナウイルスで生活が困窮した学生 133 人に支援金 5 万円ずつ計 665 万円を支給したと発表した。

学資を負担する親の収入や学生のアルバイト収入が減るなどしたケースが対象。原資には大学への寄付金を充てたという。

大学によると、137 人から申請があり、大学側が想定した申請者数（300 人程度）の半分以下にとどまった。記者会見で岩崎貢三理事は「昨年の 1 回目より金額を増やす代わりに審査をしっかりやった」などと述べた。

高知大は昨年 6 月、学生への最初の支援金を支給。3 万円ずつ 496 人の学生に計 1488 万円支給した。この時はスピード重視で証明書類を不要としたが、今回は収入減などを示す証明書の添付を求めた。

****

[3] ***健康安全***

◇風疹、無料接種を延長　24 年度まで、40～50 代男性
＜共同通信　2021 年 12 月 17 日＞　https://nordot.app/844465534197989376?c=39546741839462401

厚生労働省は 17 日、風疹の流行を防ぐため、過去に予防接種を受ける機会がなかった 40～50 代の男性への対策を 2024 年度まで延長することを決めた。免疫の有無を調べる抗体検査と、ワクチン無料接種のクーポン券配布などを継続する。21 年度末で終える予定だったが、新型コロナウイルス禍で接種が進んでいないことを踏まえた。

風疹に妊婦が感染すると胎内の赤ちゃんにうつり、難聴や心臓病などの症状が出る先天性風疹症候群（CRS）になる恐れがある。流行防止には免疫を持たない世代の予防接種が有効とされる。

◇従業員の健康増進は企業にも利益　「健康経営」中小企業に拡大
＜NHK　2021 年 12 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211220/k10013395121000.html
従業員の健康増進を図れば企業にとってもプラスの効果があるという「健康経営」。
これまで大企業中心でしたが、人材の確保などにメリットがあるとして導入する中小企業も増えています。

「健康経営」は従業員の健康づくりを企業の生産性を高める投資の一つとする考え方で、国は生活習慣病の予防策など取り組みがすぐれている企業を優良法人として認定しています。
これまで導入は大企業が中心でしたが中小企業の間でも関心が高まり、今年度の申請者数は前の年度より 3400 件余り増えて 1 万 2800 件余りとなっています。
社員 40 人余りの川崎市の建設会社では、徒歩で通勤すると 10 ポイントなど、健康づくりにつながる社員の行動にポイントを付与する取り組みを行っています。
ポイントはカタログ商品と交換したり、社内の懇親会の費用に充てたりすることができます。
会社によりますと、こうした取り組みの結果、社員が病気で会社を休んだ日数は取り組み前の 4 分の 1 程度にまで減少したほか、就職説明会などに参加する学生の数も 2 倍以上に増えたということです。
松藤展和社長は「社員の健康を考える企業が、就職活動中の学生に選ばれる時代になっていると思う」と話していました。

認定のメリットは

国によって「健康経営」の優良法人に認定されると、低金利での融資や補助金の優遇措置を受けられる自治体もあります。
また経済産業省によりますと、社員を大切にする企業として就職を希望する学生が増える可能性があるということです。
経済産業省はさらに導入を進めるため、大企業に対して健康経営のノウハウを取引先の下請け企業にアドバイスするよう求めています。
5 年前から健康経営を取り入れ、国の認定を受けた川崎市の建設会社では、健康づくりにつながる社員の行動にポイントを付与する取り組みを行っています。
たとえば、バスを使わずに徒歩で通勤すると 10 ポイント、健康診断の結果に問題がなければ 500 ポイントなど、健康づくりにつながる社員の行動に対してポイントが与えられます。
ポイントは1ポイント＝1円換算でカタログ商品と交換したり、部署の懇親会の費用に充てたりすることができ、年間で 2 万円分のポイントをためる社員もいるということです。

◇EU、認知症新薬承認せず　エーザイなど共同開発

＜共同通信　2021 年 12 月 17 日＞　https://nordot.app/844548074353983488?c=39546741839462401

欧州連合（EU）の医薬品規制当局、欧州医薬品庁（EMA）の医薬品委員会は 17 日、日本の製薬大手エーザイと米バイオ医薬品大手バイオジェンが共同開発したアルツハイマー病新薬「アデュカヌマブ」について、販売を承認しない勧告を発表した。薬の効果と臨床的改善との関連性が「確立されていない」とした。

アデュカヌマブは米食品医薬品局（FDA）が今年 6 月、販売後の検証試験を条件に承認した。日本では厚生労働省の専門部会が22日に承認の可否を審議する。今回のEU当局の判断が日本の審査に影響を与える可能性もある。

****

[4] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 405 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 17 日　本紙　第 639 号　3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211217/20211217h00639/20211217h006390003f.html

○厚生労働省告示第 405 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十二月十九日から適用する。

令和 3 年 12 月 17 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品あって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(8)　（略） （削る） (9)・(10)　（略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品あって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(8)　（略） (9)　フルニソルド (10)・(11)　（略） 二　（略）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働省告示第 406 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 17 日　本紙　第 639 号　4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211217/20211217h00639/20211217h006390004f.html

○厚生労働省告示第 406 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十二月十九日から適用する。

令和 3 年 12 月 17 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

別表

一般名	適用日
（略）	（略）
（略）	（略）
フルニソリド	令和三年十二月十九日

改　正　前

別表

一般名	適用日
（略）	（略）
クロトリマゾール	令和三年七月十日
（新設）	（新設）

****

［5］*食品安全衛生関係*

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 408 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 17 日　号外　第 283 号　2～101 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211217/20211217g00283/20211217g002830002f.html

○厚生労働省告示第 408 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、米、小麦、とうもろこし、そば、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、その他の野菜、なつみかんの果実全体、りんご、西洋なし、いちご、ぶどう、その他のオイルシード、その他のハーブ及び乳に残留するＭＣＰＡの量の限度、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、すいか、メロン類果実、まくわうり、未成熟えんどう、

未成熟いんげん、えだまめ、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するＭＣＰＢの量の限度、そば、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゆうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいだけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、その他のスパイス、その他のハーブ、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）及びその他の魚介類に残留する２，４－ジクロロフェノキシ酢酸の量の限度、とうもろこし、大豆、ブロッコリー及びえだまめに残留するジメテナミドの量の限度、さといも類、にんじん、すいか（果皮を含む。）及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するスピネトラムの量の限度、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、その他のいも類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、西洋わさび、クレソン、芽キャベツ、ケール、カリフラワー、ブロッコリー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、その他のきく科野菜、たまねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、その他のせり科野菜、トマト、なす、その他のなす科野菜、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、その他のうり科野菜（とうがんを除く。）、その他のうり科野菜（とうがんに限る。）、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、その他の野菜、びわ、もも、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、キウィー、なつめやし、その他の果実及びその他のスパイスに残留するホスチアゼートの量の限度並びにとうもろこし、さといも類、かんしよ、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、ごぼう、ねぎ、アスパラガス、しょうが、みかん、みかん（外果皮を含む。）、いちご、キウィー及びキウィー（果皮を含む。）に残留するメタフルミソンの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和３年 12 月 17 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、「改正後」の要点のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

第１　食品

Ａ　食品一般の成分規格

１～４　（略）

５　⑴の表に掲げる農薬等（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第２条第１項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第２条第３項の規定に基づく農林水産

省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第２項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第２条第１項に規定する医薬品であって動物のために使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、食品は⑶から⒆までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質

１～９　（略）
10　ゲンチアナバイオレット
11～21

⑵～⑾　（略）

⑿　ゲンチアナバイオレット試験法

―以下　省略　＜ACSES 事務局＞―

⒀～⒅　（略）

⒆　⑶から⒅までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法

６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については⑶から⒂までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

―以下　改正された「食品に残留する農薬等の成分である物質」の名称のみ掲載＜ACSES 事務局＞―

（削る）　2，4－D

EPTC

MCPA

MCPB　（新設）

2，4，5－T

アシノナビル

アミスルブロム

アメトクトラジン

イマザピル

エトキサゾール

オキサチアピプロリン

カスガマイシン

グリホサート

クロラントラニリプロール

クロルフルアズロン

シアゾファミド

シエノピラフェン

シクラニリプロール

２，４－ジクロロフェノキシ酢酸

シフルフェナミド

ジフルベンズロン
シフルメトフェン
ジメテナミド
スピネトラム
スピノサド
ゾキサミド
テトラニリプロール
ピカルブトラゾクス
ピラジフルミド
ピリオフェノン
ピロキサスルホン
フェンピコキサミド
フェンヘキサミド
フルオキサストロビン
フルキサメタミド
フルチアニル
フルトラニル
ブロフラニリド
プロヘキサジオンカルシウム塩
ヘキシチアゾクス
ベンゾピンジフルピル
ベンチアバリカルブイソプロピル
ホスチアゼート
マンジプロパミド
マンデストロビン
メソトリオン
メタフルミゾン
メチルテトラプロール
メトラフェノン
メフェントリフルコナゾール

⑵～⒂　（略）

７　６に定めるもののほか、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑹までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

―以下　改正された「食品に残留する農薬等の成分である物質」の名称のみ掲載＜ACSES 事務局＞―

（削る）　２，４‐D
（削る）　MCPA
（削る）　MCPB
（削る）　ホスチアゼート

⑵～⑹　（略）

８～12　（略）

◇食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法
＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=zTfWh3T4A6pJEexfY
食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号）の第１食品の部 A 食品一般の成分規格の 6 の(1)の表の第１欄、7 の(1)の表の第 1 欄及び 9 の(1)の表の第 1 欄に掲げる農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の試験法　（同表第３欄に「不検出」と定めているものに係るものを除く。）について、次のとおり定める。
1. 第１章総則
2. 第２章一斉試験法
3. 第３章個別試験法
※「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成１７年１月２４日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添

◇年末年始の牛乳消費拡大に向けて「NEW（乳）プラスワンプロジェクト」開始！
＜農林水産省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/chikusan/c_gyunyu/211217.html
****
[6] *廃棄物関係*
◇マイボトルなら無償でジュースも　ペットボトル減へ、近大で実験
＜朝日新聞　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDJ76FPPCVPLZU003.html
近畿大学は、大学キャンパスでのペットボトルの消費削減を目指した実験を、大阪府東大阪市にあるキャンパスで始めた。学生と教職員あわせて約 160 人がモニターとなってマイボトルを持参、飲料を 1 日 3 回までドリンクサーバーで飲めるようにして、ペーパーレスならぬペットボトルレスの実現に向けて踏み出している。
　近大によると、日本人 1 人あたりのペットボトル消費量は年間 183 本。東大阪キャンパスには約 2 万 5 千人の学生が在籍、年間 450 万本以上のペットボトルが消費されていると推測されるという。実験を担当する経営学部の古殿（こどの）幸雄教授（58）は「マイボトルを持ってくるのがカッコいいとイメージができれば、ペットボトルレスの実現は早いと思います」と話す
　実験は 12 月 1 日にスタートし、24 日までの予定。飲み物を提供するサーバーとマイボトル洗浄機を、キャンパス内のコンビニに設置した。
　実験には、大阪に本社がある企業が協力する。飲料は、ウーロン茶、コーラなど 9 種類で、「サントリー」が無償提供を買ってでた。マイボトル洗浄機は、「象印マホービン」と、部品洗浄機をつくる「中農（なかの）製作所」（東大阪市）が共同開発したものが無償提供されている。
　洗浄機は高さ 70 センチ、幅 25 センチ、奥行き 40 センチ。人の手元にあたる位置に、直径 7 センチほどの穴が二つある。
　この穴にマイボトルの口を差し込み、スイッチを押すと、洗剤や漂白剤が噴射されてボトル内を洗う。もう一つの穴にはボトルのふたを入れて洗うことができる。すすぎや送風による脱水を含め、約 40 秒で洗浄できる。
これまでの洗う場所「トイレぐらいしかない」
　象印は 2006 年から、環境…
****
[7] *温暖化対策関係*
◇石炭火力、2021 年は過去最高　IEA 見通し、経済活動再開で
＜共同通信　2021 年 12 月 17 日＞　https://nordot.app/844563803800535040
　国際エネルギー機関（IEA）は 17 日、2021 年の石炭火力の発電量が過去最高になるとの見通しを発表した。コロナ禍で停滞していた経済活動が段階的に再開し、石炭の二大消費国の中国とインドで急増した。価格が高騰した天然ガスの代替としての利用が増えたことも石炭火力の発電量を押し上げた。
　国際社会は温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すという方向性では一致するが、実現に向けた道が険しいことを浮き彫りにした。
　IEA は石炭に関する報告書で、21 年の石炭火力の発電量を前年比 9%増の 1 万 350 テラワット時と予測した

◇脱炭素新交付金200億円計上へ　再生エネ導入へ、22年度創設

＜共同通信　2021年12月18日＞　https://nordot.app/844680980022509568?c=39546741839462401

◇行列ができる脱炭素？　「30年までにゼロ」掲げた国立大学

＜朝日新聞　2021年12月17日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDJ74GWPD6PITB00B.html

広島大が2030年までに学内の「カーボンニュートラル」（温室効果ガスの実質排出ゼロ）を達成させると宣言し、全国から注目を集めている。大学幹部も「野心的」と語るほどに難しいハードルを設定した背景には大学の存在感を高める狙いもあり、自治体や企業と連携しながら新事業を次々と打ち出している。

◇

なだらかな丘陵に東京ドーム53個分の面積を有する東広島キャンパス（広島県東広島市）。12月上旬に記者が訪ねると、丸みを帯びた車体が特徴の白い小型バスが構内をゆっくり走っていた。車内の走行音は静かで、勾配やカーブもリズムよくこなしていくが、運転席に座る男性がハンドルを握っている様子はない。それでもキックスケーターに乗った学生が道路脇から飛び出した時にはなめらかに止まった。

大学や東広島市、地元小売り大手などによる共同事業体が3月に導入した自動運転の電気自動車だ。米国ではすでに公道も走っている車両だが、日本での運用は初めて。これまでバイクなどでキャンパス内を移動していた学生の利用が徐々に増え始めているという。

広島大は今年1月、「カーボンニュートラル×スマートキャンパス5・0宣言」を発表。先進技術で地域の機能やサービスを効率化する「スマートシティ」をつくり、温室効果ガスの排出を実質的にゼロにするという壮大な計画だ。

広島大では周辺の学生街も含めると年間4万5千トンの二酸化炭素を排出。このうち約1割が車やバイクによる通学・通勤で発生しており、電気で走る自動運転バスの充実や車のライドシェア（相乗り）、街のコンパクト化などを組み合わせながら、9年間でゼロに近づけるというシナリオを描いている。

さらに、東広島キャンパスの消費電力は一般家庭約8800世帯分あり、火力発電などを通じて多くの二酸化炭素が排出されている。学内にある駐車場や建物の屋上に大規模な太陽光発電施設を設置する準備にも着手。民間事業者に発電設備の設置や維持管理を任せて大学が電力を買い取る仕組みを使い、電力会社からの電力を3割減らしていくという。

◇

学内のカーボンニュートラル実現を掲げたのは国立大としては全国初。菅義偉首相（当時）が昨秋、国全体での達成目標を「2050年」と表明した直後に、20年間前倒しした「2030年」を打ち出したことでも世間の耳目を集めた。

「現実的に達成できるのか」。今月3日、学内の会議室では視察に訪れた国会議員らから時折、厳しい質問も飛んでいた。これに大学幹部は「研究機関である大学で達成できなければ国レベルで実現できるわけがない」と力説した。

広島大側には、大学間競争が激しくなるなか、存在感を高める起爆剤にしたいとの狙いがある。実際に今春以降、遠くは関東や九州・沖縄などの県議団や大学関係者、企業などから視察希望や事業連携の相談が相次いでいる。

この日、視察に来ていたのは自民党環境部会と環境省の担当者ら約10人。自民党の畦元将吾・環境副部会長（衆院議員）は視察後、「大学と自治体などの連携がうまくいっているモデルケースだ。党の部会や国会質疑でも積極的に取り上げていきたい」と語った。

事業を進める中では資金のみならず、太陽光パネルの設置をめぐる法手続き上の障害なども浮き彫りとなってきた。広島大の金子慎治副学長（グローバル化担当）は「大学発で大きな社会変革を生み出す試みだ。課題やハードルも多いが、挑戦の過程も含めて広く見てほしい」と話した。

◇温室ガス排出、15億トン減へ　アリババ、35年までの目標

＜共同通信　2021年12月18日＞　https://nordot.app/844672020689420288?c=39546741839462401

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇科学研究費助成事業（科研費）による研究成果展開事例の追加について

＜文部科学省　2021 年 12 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agb8ac4yez4jyvbT

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和３年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会　　12 月 20 日

＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wHgsULONZx_J-xpY

（１）　職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書について

（２）　がん原性指針対象物質等の検討について

（３）　ＰＣＢ塗膜除去作業等でのばく露実態調査について

（４）　その他

・化学物質のリスク評価検討会（発がん性評価ワーキンググループ）　　11 月 25 日

https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=sUuq-wiEf9Y1baUjY

（１）中期発がん性試験（2020 年度実施分）の結果の評価についてて

（２）遺伝子改変動物を用いた試験結果の評価について

（３）その他

・令和３年度第２回化学物質のリスク評価検討会（発がん性評価ワーキンググループ）　議事録録

11 月 25 日

＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9Q_uv0zA05JxKexnY

（１）日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価に関する検討会報告書について

（２）　中期発がん性試験（2020 年度実施分）の結果の評価について

《日本バイオアッセイ研究センター実施分》

3,5,5-トリメチルヘキサン酸

炭酸ジフェニル

（３）　遺伝子改変動物を用いた試験結果の評価について

1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン

クロロエタン

（４）　第１回で審議した２物質の遺伝毒性等について

チモール

メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル

（５）　その他

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　12 月 24 日

＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9Q_uv0zA05JxKe1nY

医薬品ラゲブリオカプセル200 mgの生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、製造販売承認の可否、再審査期間の指定及び毒薬又は劇薬の指定の要否について

・ワクチンの流通情報の基盤整備に向けた検討会を開催します　　12 月 20 日

＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=zTfWh3T4A6pJEe1fY

（１）本事業の概要

（２）ワクチンの安定供給に関する主な事例とワクチン流通情報モニタリングの必要性　等

（３）その他

・有明海・八代海等総合調査評価委員会（第 47 回）の開催について　　12 月 24 日

＜環境省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110270.html

（１）委員長の選任について
（２）第８回の小委員会における取組について
（３）中間取りまとめに向けた作業について
（４）その他
・世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議（第５回）開催案内　　12 月 24 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agb8ac4yez4jyvbL
1. 制度改正に向けた論点整理（案）について
2. その他　　※議題は現時点の予定です。
・GIGA スクール構想に基づく１人１台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議(第４回)の開催について
12 月 21 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agb8ac4yez4jyvbR
・教育データの利活用に関する有識者会議（第６回）の開催について　　12 月 23 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agb8ac4yez4jyvbS
1. 教育データの利活用に向けた最近の主な動向
2. 教育データ標準について
3. その他
・中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会（第６回）・基本問題小委員会（第１回）・初等中等教育分科会教員養成部会（第 127 回）合同会議の開催について　　12 月 22 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agb8ac4yez4jyvbM
1. 研修の充実と教員免許更新制の発展的解消に関する制度改正の方向性について
2. 校内研修（現場の学び）に関するヒアリング
3. 教職課程認定基準の改正等について
4. その他
・核融合科学技術委員会（第 28 回）開催について　　12 月 24 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agb8ac4yez4jyvb0
(1)「第１回中間チェックアンドレビュー」について（報告書案の審議 ）
(2)第 29 回 ITER 理事会および第 28 回 BA 運営委員会の開催結果について
(3)分野別研究開発プラン（仮称）及び分野別研究開発プログラムについて

[開催記録、報告、資料等]
・令和３年度第１回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会　資料　　12 月 17 日
＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t02s_Q6CedAza6wlY
（１）職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書について
（２）がん原性指針対象物質等の検討について
・アクロレイン【既存／測定方法の追加】
・メタクリル酸２，３－エポキシプロピル【既存／測定方法の見直し】
（３）ＰＣＢ塗膜除去作業等でのばく露実態調査について
（４）その他
・第 73 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第 23 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　12 月３日
＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7lYCfp2jSTHn0jRY
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　12 月 3 日
＜厚生労働省　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r1WO5RaaYcgrc6U9Y
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（２）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について
（３）その他

****

[10] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 566 号　2021 年 12 月 15 日　から＞

〇国際

・Series on Risk Management - Publications by number

＜経済協力開発機構(OECD)＞

https://www.oecd.org/env/ehs/risk-management/series-on-risk-management-publications-by-number.htm

OECD は、「持続可能なプラスチックによる設計に関する化学物質の展望；目標、考慮事項、トレードオフ」と題する報告書と、関連する 4 件のケーススタディーを公開した。

No. 62 A Chemicals Perspective on Designing with Sustainable Plastics　→

https://www.oecd.org/chemicalsafety/a-chemicals-perspective-on-designing-with-sustainable-plastics-f2ba8ff3-en.htm

No. 63 CASE STUDY ON DETERGENT BOTTLES　→

https://www.oecd.org/chemicalsafety/risk-management/sustainable-plastic-products-detergent-bottles.pdf

No. 64 CASE STUDY ON BISCUIT WRAPPERS　→

https://www.oecd.org/chemicalsafety/risk-management/sustainable-plastic-products-biscuit-wrappers.pdf

No. 65 CASE STUDY ON FLOORING　→

https://www.oecd.org/chemicalsafety/risk-management/sustainable-plastic-products-flooring.pdf

No. 66 CASE STUDY ON INSULATION　→

https://www.oecd.org/chemicalsafety/risk-management/sustainable-plastic-products%20insulation.pdf

・Series on Testing and Assessment: publications by number

＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 12 月 8 日＞

https://www.oecd.org/env/ehs/testing/series-testing-assessment-publications-number.htm

OECD は、化学物質の試験と評価に関する一連の文書 No.344 Guidance Document for the scientific review of Adverse Outcome Pathways を更新し掲載した

〇欧州

・Commission Implementing Decision (EU) 2021/2146 of 3 December 2021 postponing the expiry date of approval of N,N-diethyl-meta-toluamide for use in biocidal products of product-type 19

＜欧州委員会(EC)　2021 年 12 月 6 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021D2146&qid=1638866067513

欧州委員会（DG SANTE）は、殺生物性製品規則に基づき、製品型 19 の殺生物性製品に使用される活性物質 Ｎ，Ｎ－ジエチル－ｍ－トルアミド の承認期限を 2025/01/31 まで延長する 2021/12/03 付け欧州委員会執行決定（EU）2021/2146 を官報公示した。この執行決定は、官報公示日の 20 日後に発効する。

・Food safety - recycled plastic in food packaging (updated rules)

＜欧州委員会(EC)　2021 年 12 月 6 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12013-Food-safety-recycled-plastic-in-food-packaging-updated-rules-_en

欧州委員会（DG SANTE）は、食品に接触するリサイクルプラスチック材または成形品に関する規則(案)を公開し、2022/01/10 までの意見募集を開始した。

・European Commission and UN Environment Programme step up cooperation for a zero-pollution future

＜欧州委員会(EC)　2021 年 12 月 10 日＞

https://ec.europa.eu/environment/news/european-commission-and-un-environment-programme-step-cooperation-zero-pollution-future-2021-12-10_en

欧州委員会は、ゼロ汚染に関する政策対話で、国連環境計画（UNEP）と統合された方法で緊急に汚染を削減するために世界レベルで協力することに合意したと報じている。

・First assessments of regulatory needs for groups of chemicals published

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 12 月 7 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/first-assessments-of-regulatory-needs-for-groups-of-chemicals-published

ECHA は、規制ニーズのある化学物質グループの最初の評価を公表した。この最初の評価は、450 を超える物質を含む 19 の化学物質グループを対象としており、その内、18 の化学物質グループでは、規制によるリスク管理措置あるいは更なるデータを必要とすると説明している。

規制ニーズのある物質の評価リスト　→ https://www.echa.europa.eu/assessment-regulatory-needs

・Chesar 3.7 available for download

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 12 月 7 日＞

https://chesar.echa.europa.eu/?utm_source=echa.europa.eu&utm_medium=display&utm_campaign=customer-insight&utm_content=homepage-it-tools

ECHA は、化学物質安全性の評価および報告ツールである最新バージョンの Chesar 3.7 をリリースした。Chesar 3.7 は、最近リリースされた IUCLID 6 version 6 と完全な互換性がとられていると説明している。

・Majority of inspected products sold online breach EU chemicals laws

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 12 月 8 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/majority-of-inspected-products-sold-online-breach-eu-chemicals-laws

ECHA は、執行フォーラムの最新のプロジェクトで、検査されたオンライン販売されているほとんどの製品が、関連する欧州の化学品法の少なくとも 1 つの要件に準拠していないことを執行当局が発見し、5,000 件を超える措置を執ったと報じている。このプロジェクトは、REACH、CLP、および BPR の下で行われ、オンライン販売の約 6,000 製品を対象としたもの。

・Highlights from December BPC meeting

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 12 月 8 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/highlights-from-december-bpc-meeting

ECHA は、12 月に開催された殺生物性製品委員会（BPC）の会合で、計 16 件の意見が採択されており、10 件の活性物質の承認を支持する意見、2 件の欧州連合の承認を支持する意見、4 件の欧州委員会からの要請に対応した意見と報じている。BPC の 12 月会合のハイライト　→

https://www.echa.europa.eu/documents/10162/2082415/news_annex_bpc_dec_2021_en.pdf/af137d2e-fa89-d420-ed72-2711ea0bd34d?t=1638962587545

・Current calls for comments and evidence

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 12 月 8 日＞

https://www.echa.europa.eu/web/guest/calls-for-comments-and-evidence/-/substance-rev/68101/term

ECHA は、REACH 附属書 XIV のエントリー33、34、35、36、37、38、39、44、45、および 46 の認可対象物質である 10 種のフタル酸エステルによるリスクに対処するために、REACH 第 69 条(2)に基づく制限が必要かどうかを判断するための情報および証拠の提供を求めている。情報提供は 2022/01/26 まで。

・ECHA Weekly - 8 December 2021

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 12 月 8 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-76

ECHA は ECHA Weekly の 2021/12/08 版を掲載した。

・Scientific committees support further restrictions of PFAS

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 12 月 9 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/scientific-committees-support-further-restrictions-of-pfas

ECHA は、リスク評価委員会（RAC）と社会経済分析委員会（SEAC）が、ウンデカフルオロヘキサン酸（PFHxA）、その塩および関連物質の使用を制限するというドイツの提案を支持する意見を採択したと報じている。制限により、主として食品接触材、繊維、泡消火剤への使用に起因する環境および人体への暴露を削減できることが期待されている。

・Harmonised classification and labelling targeted consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 12 月 10 日＞

https://www.echa.europa.eu/web/guest/harmonised-classification-and-labelling-targeted-consultations/-/sub

stance-rev/68201/term
ECHA は、サリチル酸ヘキシル（CAS RN 6259-76-3）の欧州調和分類と
表示（CLH）に関し、経口暴露経路でのサリチル酸ヘキシルの加水分解速度と妥当性についての情報募集を開始した。情報提供は 2022/01/07 まで。

・ECETOC Task Force develops weight-of-evidence framework for assessing chemical persistence
＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2021 年 12 月 9 日＞
https://www.ecetoc.org/mediaroom/ecetoc-task-force-develops-weight-of-evidence-framework-for-assessing-chemical-persistence/
ECETOC は、ECETOC タスクフォースが化学物質の環境中における難分解性（P:持続性)を評価するための Weight-of-evidence (WoE)フレームワークを開発し、ジャーナル誌 IEAM で化学物質の難分解性評価のための新たなフレームワーク提案として公表したと発表した。
Moving persistence assessments into the 21st Century: A role for weight-of-evidence (WoE) and overall persistence (Pov)　→ https://setac.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1002/ieam.4548

・イギリス、使い捨てプラスチック製カトラリー・皿等を禁止する計画を発表（発表日：2021/11/20）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 12 月 8 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46492&oversea=1

・スウェーデン、2022 年世界環境デーの主催国に（発表：2021/11/23）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 12 月 9 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46494&oversea=1

○米国

・New Approach Methods Work Plan
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 10 日＞
https://www.epa.gov/chemical-research/new-approach-methods-work-plan
EPA は、人健康と環境を保護しながら、脊椎動物の試験使用の削減に向けた機関の取り組みを記す「新しいアプローチ方法（NAM)作業計画」の 2021 年 12 月版を掲載した。
EPA NAM Work Plan December 2021　→
https://www.epa.gov/system/files/documents/2021-11/nams-work-plan_11_15_21_508-tagged.pdf

・Protection of Stratospheric Ozone: Listing of HFO-1234yf Under the Significant New Alternatives Policy Program for Motor Vehicle Air Conditioning in Nonroad Vehicles and Servicing Fittings for Small Refrigerant Cans
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 6 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/06/2021-25440/protection-of-stratospheric-ozone-listing-of-hfo-1234yf-under-the-significant-new-alternatives
EPA は、重要新規代替政策（SNAP）プログラムに従い、使用条件を満たすことを条件に冷媒２，３，３，３ーテトラフルオロプロパー１ーエン（HFO-1234yf/R-1234yf）を大型車両の一部を含む、オフロード車の新たに製造された車の空調に使用できる物質としてリストアップすることを提案し、意見募集を開始した。意見募集は 2022/01/20 まで。

・Revised Definition of “Waters of the United States”
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 7 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/07/2021-25601/revised-definition-of-waters-of-the-united-states
EPA と米国陸軍省は、水質浄化法（CWA）の下で保護される水域の範囲「米国の水域（WOTUS)」の定義を改訂する提案規則を意見募集のため官報公示した。意見の提出は 2022/02/07 まで。

・Notification of a Public Meeting of the Science Advisory Board Drinking Water Committee (DWC) Augmented for the Contaminant Candidate List (CCL) 5 Review Panel
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 7 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/07/2021-26470/notification-of-a-public-meeting-of-the-s

cience-advisory-board-drinking-water-committee-dwc
EPA は、飲料水委員会「第 5 次の飲料水汚染物質候補リスト（DWC CCL 5)レビューパネル」のために拡張された科学諮問委員会の公開会議の開催を官報公示した。DWC CCL 5 レビューパネルは、EPA の DWC CCL 5 の草案および関連する 3 件のサポート文書をレビューする。公開会議は、2022/01/11、2022/02/16、および 2022/02/18（いずれも 12:00-17:00 東部標準時）に開催される。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (20-2.5e)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 10 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/10/2021-26683/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-20-25e
EPA は、製造前届出（PMN）の対象となった特定の化学物質（20-2.5e）に TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する最終規則を官報公示した。この最終規則は 2022/02/08 に発効する。

・アメリカ環境保護庁、国内の 2020 年モデルの自動車が過去最高の燃費と過去最低の排出レベルを達成と報告（発表日：2021/11/19)
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 12 月 7 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46490&oversea=1

○ベトナム

・Technical Barriers to Trade Information Management System Addendum G/TBT/N/VNM/204/Add.1
＜ベトナム　2021 年 12 月 6 日＞
http://tbtims.wto.org/en/ModificationNotifications/View/175740?FromAllNotifications=True
ベトナム政府は、環境保護法（Law on Environmental Protection; 2020/11/17 付け)の多くの条項の施行令(案)を WTO/TBT 通報した。なお、施行令(案)の予定される採択日と施行日は現在未定。
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/VNM/modification/21_7569_00_e.pdf
---

○オーストラリア

・Correction of chemical names - 6 December 2021
＜オーストラリア　2021 年 12 月 6 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/correction-chemical-names-6-december-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019)第 85 条に基づき、工業化学品インベントリに収載される 26 物質の名称を CA 検索名に変更した。

・Regulatory changes from 10 December 2021
＜オーストラリア　2021 年 12 月 7 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/regulatory-changes-10-december-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品(一般)規則 2019 の改正による、特定の規制変更が 2021/11/23 に発効したことを発表しているが、2021/12/10 から開始される他の規制変更を掲載した。
****

[13] *その他*

・医学部地域枠、学生へムチ「違約金」最大 842 万円　人権侵害の声も
＜朝日新聞　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPDG62VYPD9ULFA009.html
　卒業後に決められた地域で働くことを条件に入学が認められる医学部の「地域枠」について、当事者の学生から「締め付けが不当に厳しい」との批判が出ている。約束した地域での勤務を求めて厚生労働省や自治体が繰り出す「ムチ」はどこまで許されるのか。
医学部地域枠
卒業後に一定期間（通常は 9 年間)、特定の地域で働くことを前提にした医学部の入試枠。入学しやすかったり、奨学金が支給されたりする。地方の医師不足を解消する狙いで、都道府県と大学医学部が協力して設ける。全国の医学部のうち 70 が設け、定員は総定員の 18%にあたる計 1679 人。

違約金、最大 842 万円

山梨県が今年度から設けた「違約金」の制度に、地域枠で学ぶ多くの医学生は驚いた。

山梨大医学部の地域枠の学生が、医師免許取得後に県内で 9 年間働くという約束を守らない場合、その時期に応じて最大約 842 万円の違約金を求められる。山梨大に地域枠で入学する場合、月額 13 万円の奨学金を受け取ることも条件になっているが、約束が守れないと、年 10%の利息をつけて返さなければならない。これに違約金が加わると、最大 2340 万円を一括で払うことになるというのだ。

県医務課によると、違約金制度は全国初。対象は 2021 年春以降の入学者で、やむをえない場合は減免するが、「結婚、介護、子育て、家業の継承等多くの者が経験する事情については考慮しません」と制度の説明に明記し、医師国家試験に合格できない場合や亡くなった場合などでなければ認めない姿勢だ。

山梨大医学部の地域枠を受験する時に、同大と山梨県宛てに出す誓約書の一部。よほどのことがない限り、地域で働くことを保護者と連名で誓う内容だ

同大医学部の定員 125 人のうち、地域枠は 35 人。医務課は「地域枠は入試で一般枠より優遇されている。それなのに昨年初めて離脱者が 2 人出た。防ぐために違約金を導入した」と説明する。

医療関係者からは「人権侵害」との声も出ている。

自治体が強硬な姿勢を示す背景には、新しい医師臨床研修制度の影響があるといいます。記事後半では、地方の実情を探り、大学入学時に進路を決めることの難しさを考えます。

■抑え込みへ厚労省がムチ…

****

[付録]

◇新型コロナウイルスに対する「次亜塩素酸水」の使用について　　上記　[2] 関係

＜徳島県＞　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/iryo/5037897

新型コロナウイルス感染症の影響で、品薄が続くアルコール消毒剤や次亜塩素酸ナトリウムなどの代替品として、「次亜塩素酸水」が使用されています。

「次亜塩素酸水」は、電気分解などの手法で作られる酸性の物質で、食品の消毒などに使われていますが、「次亜塩素酸ナトリウム」とは別のものとなります。

「次亜塩素酸ナトリウム」は、家庭用の塩素系漂白剤などの主成分でもあるアルカリ性の物質で、従来から新型コロナウイルスに対する消毒に使用されていますが、人体への刺激性が強いため、間違えないよう表示を十分にご確認ください。

1. 新型コロナウイルスに対する「次亜塩素酸水」の有効性について

新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性を検証している独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)は、令和2年6月26日、「新型コロナウイルスに対して一定の濃度以上の次亜塩素酸水が有効であることが確認された。」と発表しました。

なお、「次亜塩素酸水」については、一般的な消毒用アルコール類（エタノールなど）と使用方法や注意事項が異なりますので、次の『「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項（PDF）』をご確認ください。

○経済産業省「厚生労働省・消費者庁と合同で、新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について取りまとめました」

https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013.html

○独立行政法人製品評価技術基盤機構「新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について最終報告をとりまとめました。～物品への消毒に活用できます～」

https://www.nite.go.jp/information/osirase20200626.html

◇「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項

2. 「次亜塩素酸水」の噴霧について

次亜塩素酸水の空間噴霧について、厚生労働省・経済産業省・消費者庁の特設ページに以下のように記載されております。

【「次亜塩素酸水」の空間噴霧について】

「次亜塩素酸水」の空間噴霧で、付着ウイルスや空気中の浮遊ウイルスを除去できるかは、メーカー等が工夫を凝らして試験をしていますが、国際的に評価方法は確立されていません。

安全面については、メーカーにおいて一定の動物実験などが行われているようです。ただ、消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸いこむことは、推奨できません。空間噴霧は無人の時間帯に行うなど、人が吸入しないような注意が必要です。

なお、ウイルスを無毒化することを効能・効果として明示とする場合、医薬品・医薬部外品の承認が必要です。現時点で、「空間噴霧用の消毒薬」として承認が得られた次亜塩素酸水はありません。

また、次亜塩素酸水の空間噴霧について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、次のようなQ&Aが示されています。

Q ：厚生労働省・経済産業省・消費者庁の特設ページにおいて、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」としているが、これは厚生労働省として、次亜塩素酸水を空間に噴霧する事をいかなる場合でも禁止するという趣旨か。

A ：世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルスに対する消毒に関する見解の中で、「室内空間で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の（空間）噴霧や燻蒸をすることは推奨されない」としており、このような国際的な知見に基づき、健康影響のおそれのある消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしない、という趣旨を示すものです。なお、個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではありません。

ただし、「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

○厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

その他、経済産業省のホームページに掲載されている『新型コロナウイルス対策における「次亜塩素酸水」の空間噴霧について（ファクトシート）』をご確認ください。

◇「次亜塩素酸水」の空間噴霧について（ファクトシート）

3. 「次亜塩素酸水」の製造販売及び広告について（「次亜塩素酸水」等を製造又は販売、配布する方へ）

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」において、人の疾病の診断、治療又は予防を目的とする物は、医薬品又は医薬部外品（以下「医薬品等」）となり、手指など人体への消毒を目的とする物についても、医薬品等に該当します。

医薬品等を、製造・販売（無償での授与、配布を含む）する場合には、許可等が必要になります。

また、医薬品等と認められていない物の広告において、医薬品的効能効果（消毒・殺菌等）や人体への使用を明示または暗示すると、薬機法違反になります。

なお、広告には、容器等での表示の他、チラシ、口頭で伝えることも含みます。

令和2年6月26日、経済産業省、消費者庁および厚生労働省から発表されました『「次亜塩素酸水」使い方・販売方法等について（製造・販売事業者の皆様へ）』も参考にしてください。

ご不明な点がございましたら、保健福祉部 薬務課までご相談ください。

◇「次亜塩素酸」の使い方・販売方法等について（製造・販売事業者の皆さまへ）

◇電力・ガス自由化をめぐるトラブル速報!No.18「電力・ガスの契約に関する相談が多く寄せられています」
＜消費者庁　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027006/

・電力・ガスの契約に関する相談が多く寄せられています
＜国民生活センター　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211217_1.html

---

◇消費者問題に関する 2021 年の 10 大項目

＜国民生活センター　2021 年 12 月 17 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211217_2.html

- 「優先接種」「予約代行」コロナワクチン関連の便乗詐欺発生
- 「おうち時間」でオンラインゲーム　子どものゲーム課金トラブル
- 成年年齢引き下げに向けた啓発活動が活発化
- やけどや誤飲、窒息死亡事故も　繰り返される子どもの事故
- 高齢者の消費者トラブル　自宅売却や予期せぬ“サブスク”の請求も
- 被害回復へ初めての終結案件　消費者団体訴訟制度
- 特定商取引法・預託法改正　詐欺的な定期購入・送り付け商法への対策強化、販売預託取引が原則禁止に
- 消費者トラブルのグローバル化とともに　越境消費者相談スタートから 10 年
- 「消費生活相談のデジタル化」　検討はじまる
- 「訪日観光客消費者ホットライン」多言語サイト開設

********** 以上 **********